

大阪医科薬科大学薬学部同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は大阪医科薬科大学薬学部同窓会（略称：大薬会）と称する。

(所在地)

第2条 本会は本部を大阪府高槻市奈佐原4丁目20-1 大阪医科薬科大学薬学部内に置く。

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦と連携を図り、知識の向上に努め、大阪医科薬科大学の発展及び社会に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は第3条の目的を遂行するために次の事業を行う。

- (1) 会員の親睦及び共済
- (2) 大阪医科薬科大学薬学部の後援
- (3) 会員の名簿管理及び会報等の発行
- (4) 大阪医科薬科大学他学部同窓会との連携
- (5) その他必要な事業

(会員の資格)

第5条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 道修薬学校卒業生
- (2) 道修女子薬学専門学校卒業生
- (3) 帝国女子薬学専門学校卒業生
- (4) 帝国薬学専門学校卒業生
- (5) 大阪薬科大学卒業生
- (6) 大阪薬科大学大学院修了者
- (7) 大阪医科薬科大学薬学部卒業生
- (8) 大阪医科薬科大学大学院薬学研究科修了者

第2章 役員及び幹事

(役員及び幹事)

第6条 本会に次の役員及び幹事を置く。

- (1) 役員
 - 会長 1名
 - 副会長 4名以内
 - 常任幹事 22名以内
 - 監査役 2名以内
- (2) 幹事
 - クラス幹事 各学年4名以内
 - 支部幹事 各支部1名

(幹事)

第7条 幹事は原則として各卒業年会員の代表（以下「クラス幹事」という）4名以内、ならびに各支部より（以下「支部幹事」という）1名とする。

- 2 クラス幹事は当該卒業年会員のうちから卒業年において、支部幹事は当該支部会員のうちから支部において選出する。なお、その選出方法は、卒業年及び支部の定めるところとし、選出が困難な場合は、会長が推薦し本人の承諾を得て委嘱する。
- 3 幹事は幹事会を構成し、会務を審議する。特にその所属する各卒業年会員は支部会員について相互の連絡を密にし、本会の円滑な運営につとめる。

(役員役割)

第8条 会長は本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐して、会務（庶務、会計及び広報等）を分担し、それぞれを統括する。
また、会長に事故あるときは、あらかじめ定めた順位に従いその会務を代行する。
- 3 常任幹事は会務（庶務、会計及び広報等）を分担し、担当副会長を補佐する。
- 4 監査役は次の業務を監査し、会議に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。
 - (1) 事業計画の適正遂行状況
 - (2) 各会議等の運営状況等
 - (3) 会則及び細則に違反し不当な事項の有無
 - (4) 本会会計及び財産、支部会及びクラス会の収支全般

(役員選出)

第9条 会長及び監査役は、幹事会で選出する。

- 2 副会長は会長が幹事及び会員の中より推薦し、幹事会において選任する。なお、副会長候補者の資格は、直前5年以上継続して同窓会費納入実績を有する者とする。
- 3 常任幹事は正副会長会で幹事及び会員の中より推薦し、幹事会の承認を得るものとする。ただし、1学年3名以内とする。また、会員の中より推薦する場合は7名以内とする。
- 4 庶務、会計及び広報等の担当は、正副会長会で決め役員会に報告する。
- 5 監査役は幹事を兼ねることはできない。

(役員任期)

第10条 役員任期は1期4ヵ年とし、その年の4月1日から任期満了時の3月31日までとする。また、再任は妨げない。ただし、会長は連続2期を限度とする。

- 2 役員に欠員が生じた場合は補充できる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合、可能な限り後任者が就任するまで、その会務を行わなければならない。

(相談役)

第11条 本会に2名以内の相談役を置くことができる。

- 2 相談役は会長の発議により、役員会での承認を必要とする。任期は役員と同様とする。
- 3 相談役に事故あるとき、補充はしない。
- 4 相談役は会議に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

第3章 会 議

(会議の種類)

第12条 会議は正副会長会、役員会、幹事会及び総会とする。

- 2 会長が必要と認めたときは委員会を設置することができる。

(正副会長会)

第13条 正副会長会は会長、もしくは副会長から要請があった場合、開催する。

- 2 正副会長会は会長及び副会長で構成する。
- 3 会議の議長は会長が務める。
- 4 正副会長会は次の事項を協議する。
 - (1) 各会議の準備及び検討
 - (2) 緊急に相談する必要がある会務に関する事項
 - (3) その他会務に関する事
- 5 会長は必要と認めた場合、参考人(会員及び会員外)を会に招聘し、意見を求めることができる。
- 6 正副会長会の議事録作成は庶務が担当し、常に同窓会事務室に保管しておかなければならない。保管年数は10年間とする。

(役員会)

第14条 役員会は会長が招集する。会長は、副会長及び常任幹事の総数の3分の1以上の要請があったときには、可及的速やかに役員会を招集しなければならない。

- 2 役員会は、第6条の役員をもって構成し、その2分の1以上の出席により成立する。

- 3 会議は会長が議長となり、議決は出席者の過半数で決し、賛否同数のときは議長決するところによる。
- 4 役員会の開催日は正副会長会で決める。
- 5 役員会は次の事項を審議する。
 - (1) 会長及び監査役の次期候補者の選定。なお、会長及び監査役立候補については別途定める。
 - (2) 会則及び規程の制定又は改廃に関する事項
 - (3) 会務及び事業に関する事項
 - (4) 予算及び決算に関する事項
 - (5) 保有財産に関する事項
 - (6) その他、運営に関して必要な事項
- 6 前項の審議事項は、幹事会の議決を経て施行できるものとする。
- 7 役員会の議事録作成は庶務が担当し、議長及び出席者の中より議長が指名した議事録署名人が署名捺印した後、会長及び副会長に回付する。
- 8 議事録は常に同窓会事務室に保管しておかなければならない。保管年数は10年間とする。

(幹事会)

第15条 幹事会は役員及びクラス幹事ならびに支部幹事をもって構成する。

- 2 定例幹事会は通常、年度末及び年度当初の年2回会長が招集する。
- 3 臨時幹事会は、会長が必要と認めたとき招集できる。
- 4 会長は、幹事の3分の1以上が連署して付議すべき事項を示して、幹事会の開催要請があるときは、速やかに幹事会を招集しなくてはならない。
- 5 監査役が会務又は財産の状況につき、不適正な事項があることを確認し、幹事会への報告が必要と判断した場合、会長は可及的速やかに幹事会を招集しなくてはならない。
- 6 幹事会の議長は会議のつど、常任幹事又は幹事の中から決める。
- 7 幹事会の成立は、役員及び幹事の総数の3分の1以上の出席、又は委任状を加えて2分の1以上の場合とする。
- 8 幹事会では次の事項を審議及び議決する。
 - (1) 会長、副会長及び監査役の選出及び選任に関する事。
 - (2) 会則及び規程の制定又は改廃に関する事項
 - (3) 会務及び事業に関する事項
 - (4) 予算及び決算に関する事項

- (5) 保有財産に関する事項
 - (6) その他、運営に関して必要な事項
- 9 幹事会の議決は、出席の役員と幹事の総数の過半数で決し、賛否同数のときは議長の決するところによる。
- 10 幹事会の議事録は庶務が担当し、議長及び出席者の中より議長が指名した議事録署名人が署名捺印した後、会長及び副会長に回付する。
- 11 議事録は常に同窓会事務室に保管しておかなければならない。保管期間は10年とする。

(総会)

第16条 総会は毎年1回、会計年度終了後2ヵ月以内を目途に会長が招集する。

- 2 幹事会で決定した事項を報告する。
- 3 重要付議事項がある場合は協議する。
- 4 会長が必要と認めたときは臨時に総会を招集できる。
- 5 総会の議長は会長が務める。
- 6 総会の議事録は庶務が担当し、議長及び監査役を除く役員の中より議長が指名した議事録署名人が署名捺印した後、会長及び副会長に回付する。
- 7 議事録は常に同窓会事務室に保管しておかなければならない。保管年数は10年間とする。

(委員会)

第17条 委員会は会長の要請により、必要時、設置できる。

- 2 委員会は3名以上の委員で構成する。
- 3 委員会には会長が任命した委員長1名と委員の互選による副委員長1名を設ける。
- 4 副委員長は委員長事故のとき、代行する。
- 5 委員会の活動期間及び休止時期は、会長の指示による。
- 6 委員会で審議した事項は、会長及び役員会に報告する。

(書面議決)

第18条 会則第12条第1項に定めた会議（総会を除く）については、通常が開催ができず会務に支障が生じる場合は、書面議決を行うことができる。

- 2 書面議決を行う場合は地震・水害などの自然災害や感染症などの理由で通常の会議が実施できない場合とし、実施は正副会長会で決定する。
- 3 書面議決は、その会議の構成者を対象とする。
- 4 議決は同窓会事務室に届いた回答書で採否を決め、過半数の賛同をもって成立するものとする。また、結果を速やかに報告する。

第4章 会長及び監査役の選出

(会長及び監査役選出)

第19条 会長及び監査役の選出は、会長及び監査役に立候補者した者の中から幹事会での選挙により選出する。立候補者がいない場合や立候補者を確定できない場合は、細則第13条で定める選考委員会が幹事及び会員の中から推薦し、役員会に報告する。

- 2 立候補しようとする者の資格は別途定める。

(被選挙資格)

第20条 会長及び監査役の被選挙資格は、次の条件を満たす者とする。

- (1) 立候補直前10年以上継続して同窓会費納入実績を有する者。
- (2) 同窓会費納入実績が、直前5年以上継続している5名の役員又は幹事の推薦がある者。

- 2 推薦者は推薦にあたり、あらかじめ推薦書に被推薦者の承諾の意思を明示しなければならない。

第5章 卒業生評議員の推薦（卒業生評議員の法人理事会への推薦）

(同窓会からの評議員被推薦者)

第21条 大阪医科薬科大学寄附行為第24条第2項第1項第5号による8名の卒業生評議員被推薦者の選出は次による。

- (1) 新会長
- (2) 幹事会で選出された者7名。なお、推薦する評議員の候補者（被推薦者）は、立候補者及び選考委員会よりの被推薦者の中から幹事会で選出し、会長が学校法人大阪医科薬科大学副理事長を経て、学校法人理事長に推薦書（様式1）を提出する。また、決定した卒業生評議員4名の名簿は、直近の同窓会報に掲載する。

(卒業生評議員被推薦者の資格)

第22条 卒業生評議員の被推薦者となることのできる者は、次号の要件を満たしていないなければならない。

- (1) 第5条に定める卒業生又は修了者で年齢25歳以上の者。ただし、大阪医科薬科大学薬学部の現職員は除く。

(立候補者の資格)

第 23 条 役員及び幹事 5 名の推薦がある者。

- 2 推薦者は候補者の推薦にあたり、あらかじめ推薦書に被推薦者の承諾の意思を明示しなければならない。
- 3 推薦者は、複数の者を推薦することができると共に、被推薦者となることができる。

第 6 章 会 計

(会 計)

第 24 条 本会の会計は入会金、年会費及び資産から生ずる収入、又は寄附金及びその他の収入をもってまかなう。

(入会金及び年会費)

第 25 条 本会の会員は、別途定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

(会計年度)

第 26 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 支 部

(支 部)

第 27 条 支部は幹事会の承認を得て、各地に置くことができる。

- 2 支部は地域支部と、職域支部に分ける。

(支部幹事)

第 28 条 新規に創設した支部では、第 7 条に定める支部幹事を選定し、速やかに本部に報告する。

- 2 支部幹事に異動があれば速やかに本部に報告する。

第 8 章 同窓会事務室

(事 務)

第 29 条 本会に事務員を置くことができる。

- 2 事務員の労務に関する事項は正副会長会で決め、役員会に報告する。

第 9 章 雑 則

(細 則)

第 30 条 本会則に定めるもののほか、会務の運営に関する施行の細則は、役員会の議を

経て別途定める。

(疑義)

第31条 本会則の解釈に関する疑義は役員会の決定に従う。

附則

- 1 本会則は令和3年4月1日大阪薬科大学と大阪医科大学の大学統合により、大阪医科薬科大学薬学部になったことに伴い、大阪薬科大学同窓会会則、規程集（昭和45年5月17日施行）を大阪医科薬科大学薬学部同窓会会則に改める。
ただし、令和4年3月20日より施行する。